

一般寄付・賛助会費の税金控除について

寄付金、賛助会費は税制上の優遇措置を受けることができます

当協会は内閣総理大臣認定の公益財団法人であり、所得税法および法人税法上の「特定公益増進法人」です。当協会に対する寄付金については、個人・法人それぞれに、税制上の優遇措置が適用されます。

法人の寄付者様へ 当協会へのご寄付について

損金算入で優遇されます

1. 特定公益増進法人に対する寄付金の合計額
 2. 特別損金算入限度額
(資本金等の額×0.375%+所得の金額×6.25%)÷2
- ※1、2のいずれか少ない金額が損金に算入されます。
一般損金算入限度額と別枠です。

当協会の各事業
にご賛同くださ
いまして、賛助
会員にご入会く
ださい

個人の寄付者様へ 当協会へのご寄付について

特定寄付金控除で優遇されます

1. 寄付金控除（所得控除）
特定寄付金の合計 - 2千円 = 寄付金控除額（所得控除★）
★所得の40%限度
2. 寄付金特別控除（税額控除）
(特定寄付金の合計 - 2千円) × 40% = 寄付金特別控除額（税額控除★）
★税額の25%限度

※1、2のうち、有利な方を選択できます。

また、2を希望される場合は、領収書とともにお送りする「税額控除に係る証明書(写し)」が必要です。

なお、税額控除は、内閣府の証明が得られた平成25年9月2日以降のご寄付について適用されます



相続税の非課税措置について

当協会は、内閣総理大臣認定の公益財団法人であり、相続税に関しても租税特別措置法上の「特定公益増進法人」です。相続により取得した財産を申告期限までに当協会にご寄付される場合、その財産について相続税は非課税になります。当協会に遺贈によりご寄付される場合も同様に非課税となります。